

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1

	<p>(3) 本項第2号の場合で、当社に提示レートを提示した利率照会銀行が2行以上ではあるがすべてではない場合、当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボ率は、当該利率照会銀行の提示レートの平均値(算術平均</p>

--	--

4 財務代理人

- (1) 当社は株式会社三菱東京UFJ銀行（以下「財務代理人」という。）との間に平成27年10月23日付株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ第2回任意償還条項付無担保永久社債（債務免除特約および劣後特約付）財務代理契約を締結し、財務代理人に本社債の財務代理事務を委託する。
- (2) 財務代理人は、本社債に関して、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者とのE03606)

「所要損失吸収額」とは、各本社債の元金および各損失吸収証券（下記に定義する。）の元金（当該損
E03606)

(停止条件)

当該清算事由に係る清算手続において、会社法の規定に従って、当社の株主に残余財産を分配する前までに弁済その他の方法で満足を受けるべきすべての優先債権 (i) 本社債にもとづく債権および () 本社債にもとづく債権と清算手続における弁済順位について実質的に同じ条件の債権 (当社の清算手続において特別目的会社等有する債権で、当該債権につき支払われる金銭が当該特別目的会社等の発行する E03606)

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

--	--	--

第2 【売出要項】

該当事項なし

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

本社債に対する投資の判断にあたっては、発行登録書、訂正発行登録書および本発行登録追補書類その他の内容の他

(4) 本社債の劣後性に関するリスク

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載

4．貸出業務に関するリスク

(1) 不良債権及び与信関連費用の状況

7．当社グループの格付低下に伴う資金流動性等の悪化リスク

格付機関が当社グループの格付けを引き下げた場合、当社グループの市場業務及びその他の業務は悪影響を受けるおそれがあります。当社グループの格付けが引き下げられた場合、当社グループの市場業務では、取引において不利な条件を承諾せざるを得なくなる、又は一定の取引を行うことができなくなるおそれがあり、加えて当社グループの資本・資金調達にも悪影響を及ぼすことがあります。かかる事態が生じた場合には、当社グループの市場業務及び他の業務の収益性に悪影響を与え、当社グループの財政状態及び経営成績にも悪影響を与えます。

8．当社グループのビジネス戦略が奏功しないリスク

加えて、当社グループの貸借対照表上の資産の多くは、時価で計上する金融商品からなっています。一般的に、当社グループは市場価格を参照してこれらの金融商品の時価を定めています。時価で計上される金融商品の価値が下落した場合、対応する減損等が損益計算書上認識される可能性があります。世界金融危機・同時不況が再発すること等

また、当社グループ内の一部銀行子会社には、米国を含む諸外国において、自己資本比率規制が適用されており、要求される水準を下回った場合には、現地当局から様々な命令を受けることになります。

E03606)

